

デイサービスセンターつるかめ園運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

第1条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものにする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第2条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

管理者 1人

- ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者。
- ・管理者は所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、あわせて緊急時の対応など適切に事業を実施できるよう総括する。

生活相談員 1人以上

- ・利用者の生活向上のための相談等業務

看護職員兼機能訓練指導員 1人以上

- ・利用者の看護、健康チェック
- ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練等

介護職員 1人以上

- ・一般浴、食事等全般にわたる介護等

（営業日及び営業時間）

第3条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、水曜日、金曜日とし、年末年始（12月31日～1月3日）、その他事業所が定める日を除く日とする。ただし、営業日はサービス提供月の前月末までに決定し、速やかに利用者に通知する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。
- (4) 当事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数は週あたり24時間とする。

（利用定員）

第4条 利用定員9人とする。

（内容及び利用料その他の費用の額）

第5条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額を利用料とする。

- 2 提供する食事については次の費用を徴収する。
 - (1) 食材料費（1食につき） 700円（含おやつ）
- 3 その他の日常生活費として次の費用を徴収する。
 - (1) 利用者又は家族の希望に応じて提供される日用品費等
 - (2) クラブ活動や行事等に使用する材料費
- 4 前第1項～第2項までに掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に書面を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の書面に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 指定地域密着型通所介護の内容については次のとおりとする。

入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

 - (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (2) 指定地域密着型通所介護は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ介護予防通所介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
 - (4) 職員は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (5) 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - (6) 事業所は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする

十日町市（蒲生・名平・池尻の行政区とする。）

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第7条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。サービスの利

用に当たり担当職員の指示に従うこと。

- 2 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- 3 サービスの利用に当たり指定の物品について持参すること。
- 4 サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービスの利用に先立って担当職員に報告すること。
- 5 サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- 6 サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の従業員は、サービス提供中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急運送等の処置を講じることとする。

- 2 事業所の従業員は、前項について処置した時は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

(業務継続計画の策定)

第10条 事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

3 事業者は利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第13条 利用者又はその家族は提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

2 提供したサービスについて利用者又はその家族から苦情の申立があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。また、利用者又はその家族が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもしないものとする。

3 事業所の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりとし、苦情の申立があった場合の処理の手順は別に定める苦情処理の概要のとおりとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待防止の研修を定期的を実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

(1) 事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

(2) 事業者は、利用者に適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(3) 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(4) 事業者は、全ての職員に対し、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(5) 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(6) 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従事者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(7) 事故発生時の対応については、別に事業所が作成する事故発生時対応マニュアルによるものとする。

(地域との連携)

第16条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

3 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、以下のとおり運営推進会議を開催する。

(1) 運営推進会議の開催は、概6ヶ月に1回とする。

(2) 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、十日町市の職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び施設サービスについての知見を有する者とする。

(3) 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。

(4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

附則 この運営規程は平成29年10月1日から施行する。

附則 この運営規程は令和4年4月1日から施行する。

附則 この運営規程は令和5年10月1日から施行する。

附則 この運営規程は令和6年4月1日から施行する。